

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年9月8日まで縦覧に供する。

平成26年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人KFE

堀出 三郎

高松市多肥下町43番地4

3 定款に記載された目的

この法人は、フェイシャルエステと福祉理・美容の促進、公衆衛生と皮膚学・介護技術の研究に関する事業を行い、理・美容業界の振興と活性化に寄与することを目的とする。